

本気でいじめを抑え込む

いじめ問題は全国で繰り返され、学校現場では、子どもからのSOSの見逃しや初期対応の遅れなどにより問題が長期化・複雑化しています。10月17日、いじめ問題に効果的に対処するため、市長部局に「監察課」を設置しました。学校、教育委員会を窓口とせず、市が第三者の立場でいじめ問題に迅速に対応します。
 監 監察課(☎81-2-2246)



なぜいじめは なくならないのか？

いじめは全国の学校で繰り返し起こっています。いじめ対応の現状は、学校、教育委員会を中心に教育的観点(教育的アプローチ)から立ち向かっています。この教育的アプローチは、いじめの被害者、加害者共に指導すべき児童生徒です。そのため、被害者から相談があった場合、被害者・加害者の両者から事情を聞き、指導を行っています。結果として即効性がなく、SOSを見逃したり、危機に十分に対応できていないケースが全国的に後を絶ちません。
 ▲システムに
 問題があるという仮説▼

市では、学校、教育委員会に問題があるのではなく、いじめ事案対応のシステムに問題があると考えました。
 教育的アプローチは、いじめ問題が起こったとき教育的指導、いじめの予防に学校、教育委員会が取り組んできました。しかし、深刻化するいじめ問題

には、「教育的アプローチ」のみでは対応しきれないという仮説を立て、学校、教育委員会を窓口とせず、市(監察課)が直接対応することにしました。教育委員会と監察課で役割を分け、学校現場では、より一層「いじめの予防」に注力していきます。

初期対応が何より重要

小中学校の過去のいじめ事案を分析した結果から、初期対応で加害者への指導を実施できないと、被害者の欠席が長引くなど、被害が深刻化しやすいとのデータもあります。この結果から、いかにいじめの初期対応が重要であるかが分かります。

▲専門の職員が対応初期から「行政的アプローチ」▼

いじめの初期対応を重視するため、監察課では、被害者が「いじめられている」と感じた時点でいじめ問題として動き出します。(寝屋川方式)
 いじめを受けている子どもや親、クラスメイトなどから通

報を受けたら、監察課の専門の職員が被害者・加害者・保護者・教員などに積極的に関与し、調整・調査・要請・勧告を行います。行政的アプローチの最も大きな責務は、子どもの日常生活を一刻も早く取り戻すことです。

加害者が聞き取りに応じない、非協力的である場合は「法的アプローチ」で支援します。

刑事告訴、民事訴訟などの「法的アプローチ」

「市民を守る」という観点から、被害者側が警察への告訴、民事での訴訟を行うルートを確保・指導。刑事事件・民事事件として法的な手続きを支援します。

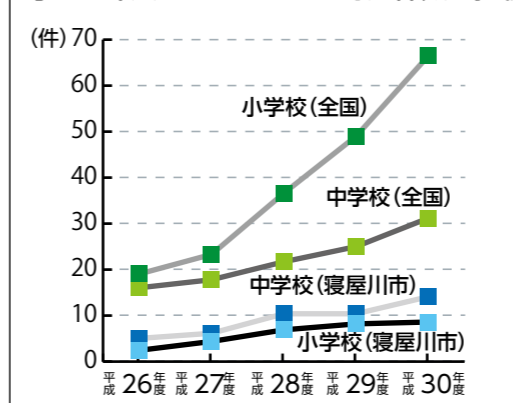
▲訴訟費用を補助▼

法的アプローチを行うに当たり、被害者にとって、弁護士費用などの面からハードルが高いケースがあります。子どものために早急にいじめ事案を解決しなければならぬことから、弁護士費用の補助を検討しています。

いじめ件数「0」を目指して新たな取り組みを開始



子ども千人当たりのいじめ認知件数の推移

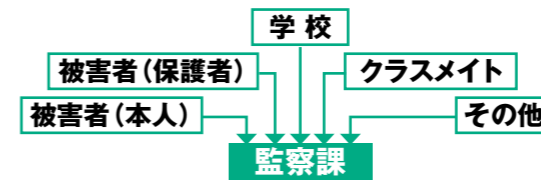


いじめの認知件数の推移
 いじめの認知件数は、全国、寝屋川市ともに右肩上がりです。
 平成30年度の全国のいじめ認知件数は、54万3933件で過去最多を更新しています。
 法律改正によるいじめの定義の見直しや教育現場のいじめの認識の強化などにより、これまでいじめと認定されていなかったことが問題視されていることが、いじめ認知件数増加の要因であると考えられます。

いじめたら後悔するのはあなたです

監察課は、弁護士資格を持つ職員、ケースワーカーなど、市職員の精鋭10人で組織されています。これまでの教育的アプローチとは違う「市民の人権を守る」観点、「寝屋川方式」による初期対応などを行い、いじめを徹底的に抑え込みます。

1 いじめ発生、通報が監察課に



ポイント
攻めの情報収集
匿名でもOK!積極的に誰でも情報を監察課に届けられる方法を確立します!

《寝屋川方式》被害者が「いじめられている」と感じた時点で、いじめ問題として動きます!

2 被害者、被害者の保護者、学校などに聞き取り調査

※被害者の同意があれば、加害者、加害者の保護者に聞き取り調査

3-1 監察課の行動

いじめ問題解決

3-2 学校側へ勧告などを行い、教育的アプローチに移行

行政的アプローチ

いじめ問題が解決しない場合

4 加害者に問題があれば、教育委員会・学校に勧告

被害者や他の児童・生徒への影響を考慮して、
加害者の出席停止、クラス替えなどを勧告

被害者側の希望があれば被害者側の転校も

いじめ問題解決

ポイント
加害者の出席停止
学校教育法第35条に定められている「他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」などの4つの項目を基に行っていきます。

なおも、いじめ問題が解決しない場合

5 賠償請求などの民事訴訟や警察への告訴の支援

- 加害者は『犯罪者』となる可能性があります。
- 行政的アプローチで解決したいじめ問題についても、被害者が加害者に対する精神的苦痛などによる賠償請求を行う場合は支援します。
- 訴訟費用の支援制度の早期創設を検討中です(予算案を12月議会で提案予定)



法的アプローチ

教育的アプローチ

より一層、いじめ予防に注力します



監察課 課長
余川章一郎さん (弁護士資格者)

いじめは「法律違反」

いじめ防止対策推進法第4条には「児童等は、いじめを行ってはならない。」と明記されており、いじめを禁止しています。いじめは、場合によっては、「犯罪」です。

何が「いじめ」なのか分からないという人もいるかもしれませんが、被害者が「いじめられている」と感じた時点でいじめです。加害者には、「自分や大切な家族が同じことをされたらどう思うか」それをよく考えてほしい。

今 いじめられている子どもへ伝えたい

「言っても何も変わらない」、「言ったら仕返しされる」など、悩みはいろいろあると思います。でも、これからは大丈夫です。

まずは情報提供を

監察課は、電話を待っているだけではなく、いじめがないかどうか積極的に情報収集を行っています。さらに、皆さんからの情報提供があれば、迅速にいじめの解決に向けて動くことができます。

今、いじめに苦しんでいる人やその親だけでなく、クラスで起こっているいじめの情報を知っている人は、積極的に情報提供してください。あなたの行動が一人の人生を救います。家庭でも、この記事を題材にコミュニケーションをとっていただき、改めて「いじめ」について考えてみてください。

あなたが「いじめられている」と感じたら動きます

情報求む!!

子ども、子どもの友だち、クラスメイトがいじめられているなどの情報を提供してください。
いじめ問題解決に**本気**で取り組みます。

☎812・2246

✉kansatsu@city.neyagawa.osaka.jp